

一人で悩まないで、 まず相談を！

本市では、平成24年度中に160件（電話119件・窓口41件）のDV相談を受けましたが、内容は複雑かつ深刻なケースも見受けられました。
DVで悩んでいる人は、一人で抱え込まないで相談しましょう。

【DV相談窓口】

○児童家庭課 ☎(23) 7249 FAX(23) 7181
電話・面談相談 月～金曜日午前8時30分～午後5時15分
※祝日を除く

○君津健康福祉センター（君津保健所） ☎(22) 3411
電話相談 月～金曜日午前9時～午後5時 ※祝日を除く
面談相談（要予約） 金曜日午前9時～午後5時 ※祝日を除く

○千葉県女性サポートセンター ☎043 (206) 8002
電話相談 365日24時間対応
面接相談（要予約） 月～金曜日午前9時～午後5時 ※祝日を除く

○千葉県男女共同参画センター
女性のための電話相談 ☎04 (7140) 8605
火～日曜日午前9時30分～午後4時 ※祝日を除く

男性のための電話相談 ☎043 (285) 0231
火・水曜日午後4時～8時 ※祝日を除く

○警察本部「相談サポートコーナー」 ☎043 (227) 9110
電話相談 月～金曜日午前8時30分～午後5時15分
※祝日を除く

ほかにもあなたの身近にはさまざまな相談窓口があります

内 容	日 時	問い合わせ先
青少年・子育て相談 （電話・メール）	月～金曜日 ※祝日を除く 午前9時～午後4時30分 ✉ mailsoudan@kisarazu.ed.jp ※2～3日程度で返信します。	まなび支援センター ☎(25) 5000
女性のための健康相談（要予約）	お問い合わせください。	君津健康福祉センター （君津保健所） ☎(22) 3744
思春期相談（要予約）	第2水曜日 午前9時30分～11時30分	
不妊相談（要予約）	第2金曜日 午後2時～4時	
男性のこころと身体	月～金曜日 ※祝日を除く 午前9時～午後5時	地域子育てセンター ゆりかもめ ☎(22) 3630 （専用回線）
健康相談	お問い合わせください。	
育児電話相談	月～土曜日 午前9時～午後5時	千葉県男女共同参画センター ☎04 (7140) 8605 ☎043 (285) 0231
女性のための総合相談	火～日曜日 ※祝日を除く 午前9時30分～午後4時	
男性のための総合相談	火・水曜日 ※祝日を除く 午後4時～8時	



6月23日～29日

「男女共同参画週間」

毎年6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です。
男女共同参画社会の実現に向け国・地方公共団体・女性団体などが、さまざまな行事や啓発活動を行います。

本市でも、男女がパートナーとしてお互いを尊重し、誰もが個性を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、フォーラムを開催します。（本年度4回開催予定）

☎企画課 ☎(23) 7485 FAX(25) 0282
✉ kikaku@city.kisarazu.lg.jp

キャッチフレーズ

紅一点じゃ、足りない。

第1回 男女共同参画フォーラム開催！

日時 6月23日（日）午後1時30分～3時30分

場所 中央公民館 大ホール

演題 メディアを読み解くチカラをつけよう！
～女性・男性の描かれ方はどうなっているのか？～

講師 メディアジャーナリスト 渡辺 真由子 さん
プロフィール 青少年の「性」や「いじめ」、ジェンダー問題を長年にわたり取材、元テレビ局記者としての現場経験とメディア・リテラシーの観点から対応策を提言。著書に『オトナのメディア・リテラシー』『大人が知らない ネットいじめの真実』ほか多数。

申込方法 住所・氏名・電話番号（ファクス番号）を6月21日（金）までに電話・ファクスまたはEメールで申し込み（電話以外の方法で申し込むときは「男女共同参画フォーラム希望」と明記してください）。

フォーラム企画実行委員を募集！

フォーラムの企画立案から当日の運営までを手掛ける「企画実行委員」を募集します。あなたの手で男女共同参画を広めてみませんか？

対象 市内在住・在勤・在学で男女共同参画に興味がある人。（年齢・性別・経歴は問いません）

内容 第2回・第4回フォーラムの内容・会場・日時・講師などの決定。

※月1回2時間程度の会議への出席で参加者の希望に合わせて夜間や土・日曜日の開催も可能です。

活動期間 第2回 6月～9月（第1回会議は6月下旬開催予定）
第4回 10月～1月（第1回会議は10月下旬開催予定）

申込方法 住所（市外の人は通勤・通学先の住所も）・氏名・年齢・電話番号（ファクス番号）を6月21日（金）までに、電話・ファクスまたはEメールで申し込み（電話以外の方法で申し込むときは、第2回または第4回フォーラム企画実行委員希望と明記してください）。

男女共同参画社会の実現をめざして

DUET

デュエット

男女共同参画情報紙

Vol.21

平成25年6月1日発行/木更津市 企画部企画課 市民協働推進班 ☎(23) 7485 FAX(25) 0282

ドメスティック・バイオレンス(DV)を知っていますか？

DVは犯罪行為です

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、一般的に配偶者や恋人など、親密な関係にある人からふるわれる暴力のことをいいます。

たとえ配偶者であっても暴力は決して許されません。

また最近では、高校生や大学生など若者の間で「デートDV」と呼ばれる、交際している相手を暴力で思い通りにしようしたり、携帯電話（スマートフォン）を使って束縛したりする行為もみられます。

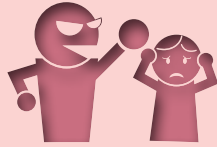
身体的な暴力

殴る、蹴る、押さえつける、つねる、物を投げつける、髪の毛をつかんで引っ張る、刃物で脅す など



言葉での暴力・精神的暴力

無視する、大声で怒鳴る、ばかにする、すぐ不機嫌になる、殴るふりをする、友人関係を制限する など



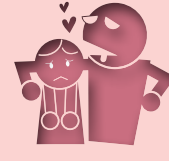
経済的な暴力

生活費を渡さない、酒・ギャンブルなどで生活費を使い込む、仕事に就くことを妨害する など



性的な暴力

性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する、無理やりポルノビデオを見せる など



子どもを巻き添えにした暴力

子どもに暴力を見せる、子どもを危険な目に遭わせる、子どもに危害を加えると言って脅す など



携帯電話などを使った束縛

相手の携帯電話などを勝手にチェックしてアドレスを消してしまう、すぐに返信しないと怒る など



DVの特徴

DVにはサイクルがあります

加害者には特定のタイプはなく、性別・年齢・学歴・職種に関係なく存在するといわれています。また、いつも暴力的ではなく、暴力を振るったり、一転して優しくなったり、反省の態度をみせたりを繰り返します。

なぜ暴力から逃げるできないの？

- ・暴力や脅しを繰り返し受けた人は、心身ともに傷つき「自分ではどうすることもできない」といった無力感や絶望感に打ちひしがれている。
- ・逃げたら殺されるかもしれないという強い恐怖感を感じている。
- ・逃げてもこの先生活していけない、子どもの安全や就学の問題などが気掛かり、仕事を辞めなければならないなどの生活の心配があり、なかなか決心がつかない。